

電気通信施設運転監視業務積算基準の運用（案）

1. 直接人件費

運転監視時間に対応する人件費を、別表により積算するものとする。

2. 事務用品費

原則として、計上しないものとする。

3. 旅費交通費

旅費交通費は、運転監視業務を行う場所が二以上の場合（主たる運転監視業務の他に、定期的に運転監視又は巡視等を行わせる場合等）において、主たる運転監視業務を行う場所から他の目的地に至る間について積算するものとする。

運転監視業務に従事する者の通勤については、計上しないものとする。

4. 点検業務と運転監視業務を同一業者に発注する場合の積算方式

点検業務と運転監視業務を同一業者に発注する場合の積算方式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \cdot \text{点検・運転監視業務費} &= \{ (\text{点検業務直接費}) + (\text{点検業務諸経費}) \\ &\quad + (\text{運転監視業務直接費}) + (\text{運転監視業務諸経費}) \} + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{点検業務直接費}) \times \{ 1 + (\text{点検業務諸経费率}) \} \\ &\quad + (\text{運転監視業務直接費}) \times \{ 1 + (\text{運転監視業務諸経费率}) \}] \\ &\quad \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

（注）諸経费率は、当該業務で積算された直接費に対応する率とする。

5. 端数処理について

（1）深夜作業の割増賃金

ア 時間数

30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げる。

イ 賃金計算

$$\text{時間当たり割増単価} = \text{基準日額} \times 1/8 \times \alpha \times \beta$$

α : 構成比

β : 割増率

$$\text{深夜作業の場合} \quad \beta = 125/100$$

なお、1円未満を四捨五入とする。

（2）運転監視時間が8時間未満の賃金

ア 時間数

上記（1）のアに準ずる。

イ 賃金計算

$$\text{基準日額} \times t_1 / 8$$

t_1 : 運転監視時間

なお、1円未満は四捨五入とする。

（3）宿日直手当

$$\text{基準日額} \times \alpha \times 1 / 3$$

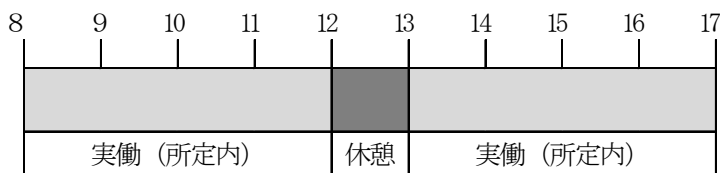
α : 構成比

なお、百円単位に切り上げる。

別表（直接人件費の積算方法）

※勤務時間は参考例であり、特記仕様書の記載に合わせて積算すること。

(1) 所定内勤務（労働時間が8時間以下まで）



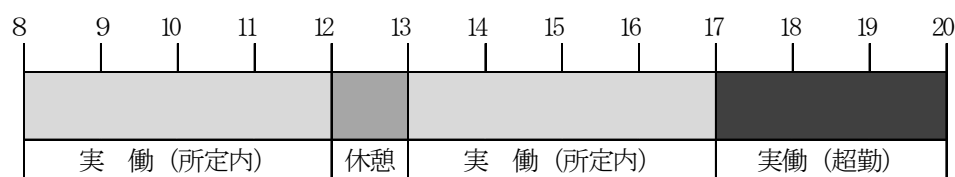
直接人件費（1人日当たり）

$$A \times 1/8 \times t_1$$

A：（基準日額）

t₁：（実働時間）

(2) 超過勤務



直接人件費（1人日当たり）

$$A + A \times \alpha \times 1.00 \times 1/8 \times t_2$$

A：（基準日額）

α：（構成比）

t₂：（超過勤務時間）

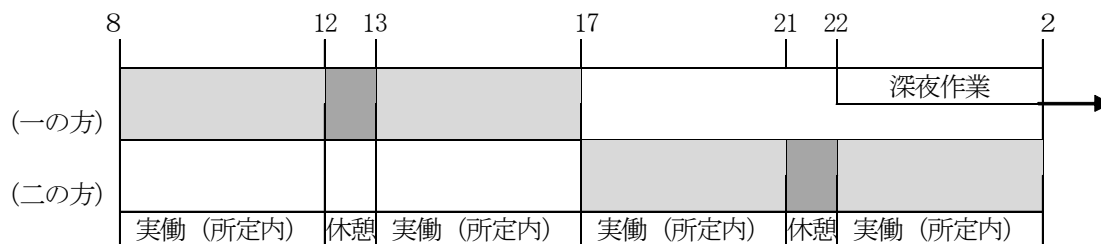
(3) 二方による勤務

運転監視時間が12時間を超える場合は二方とする。

（参考）

労働基準法第36条に基づく協定が、1日8時間の労働時間を標準とする日においては、1日の労働時間の延長を3時間を限度として締結されているものとみなす。

○ 運転監視時間が12時間を超え18時間の場合



直接人件費（1人日当たり）（12時間＜運転監視時間≤18時間）

$$A + A \times 1/8 \times t_1 + R$$

$$R = A \times \alpha \times 0.25 \times 1/8 \times t_3$$

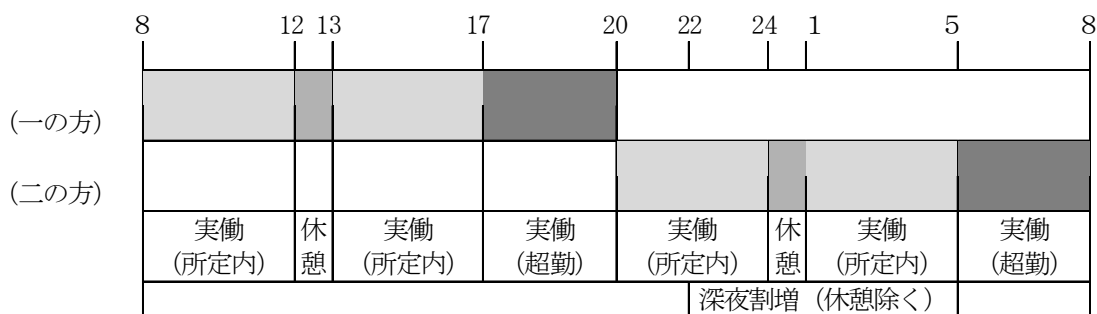
A：（基準日額）

t₁：（二の方の実働時間）

R：（深夜割増賃金）

t₃：（深夜作業時間）

○ 運転時間が18時間を超え24時間以下の場合。



直接人件費（1日当たり）

$$A + A \times \alpha \times 1.00 \times 1/8 \times 3 + A \times 1/8 \times t_1 + A \times \alpha \times 1.00 \times 1/8 \times t_2 + R$$

$$R = A \times \alpha \times 0.25 \times 1/8 \times t_3$$

α : (構成比)

t_1 : (二の方の実働時間 (所定内))

t_2 : (二の方の実働時間 (超勤))

t_3 : (深夜割増対象時間)

R : (深夜割増賃金)

(4) 運転監視技術員による運転監視業務とその他の時間を常時駐在させる場合の積算

常時駐在する時間は宿日直手当で積算するものとする。

したがって、直接人件費の積算方法は、前記(1)～(3)に宿日直手当を加算したものとする。

宿日直手当の金額は次による。

$$C_o = A \times \alpha \times 1/3$$

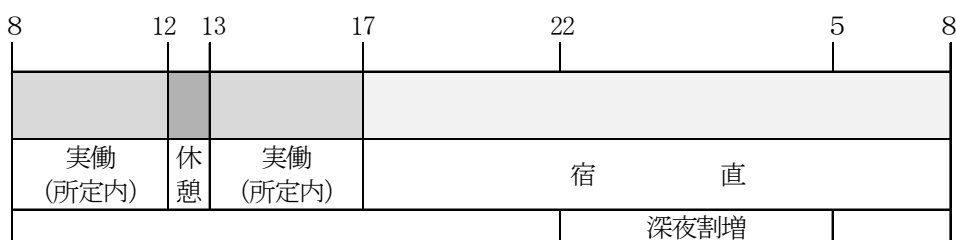
C_o : (宿直) 又は (日直手当)

A : (基準日額)

α : (構成比)

Cは5時間以上20時間未満の宿日直時間である。宿日直時間が5時間未満の場合は、 $C_o \times 1/2$ とし、20時間以上の場合、 $C_o \times 3/2$ とする。ただし、24時間に及ぶ場合は日直と宿直に分けるものとする。

① 所定内勤務



○ 6時間<運転監視時間≤9時間

$$A \times 1/8 \times t_1 + R + C$$

A : (基準日額)

t_1 : (実働時間)

R : (深夜割増賃金)

C : (宿直手当) = C_o

○ 0時間<運転監視時間≤6時間

$$A \times 1/8 \times t_1 + R + C$$

$0 < t_1 < 5$ のとき $C = C_o \times 3/2$ とする。

○ 運転監視時間=0の場合

$$(\text{日直手当}) + (\text{宿直手当}) = (A \times \alpha \times 1/3) \times 2$$

② 超過勤務を伴う場合

$$A + A \times \alpha \times 1.00 \times 1/8 \times t_1 + R + C$$

A : (基準日額)

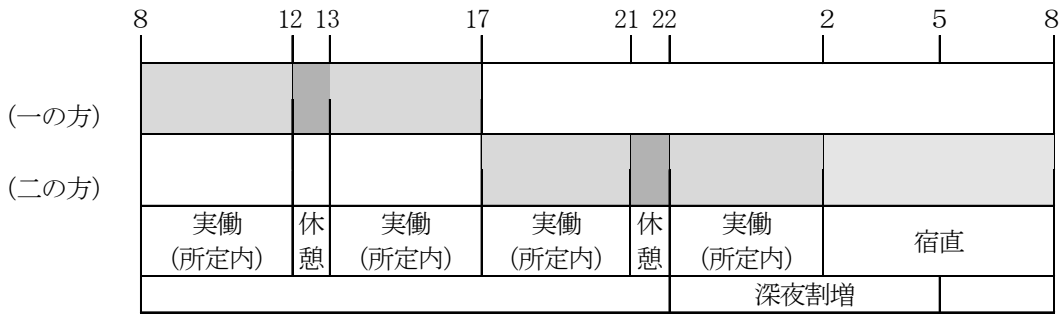
α : (構成比)

t_1 : (超過勤務時間)

R : (深夜割増賃金)

C : (宿直手当)

③ 二方による勤務



○ 12時間 < 運転監視時間 ≤ 18時間

直接人件費 (1日当たり)

$$A + A \times 1/8 \times t_1 + R + C$$

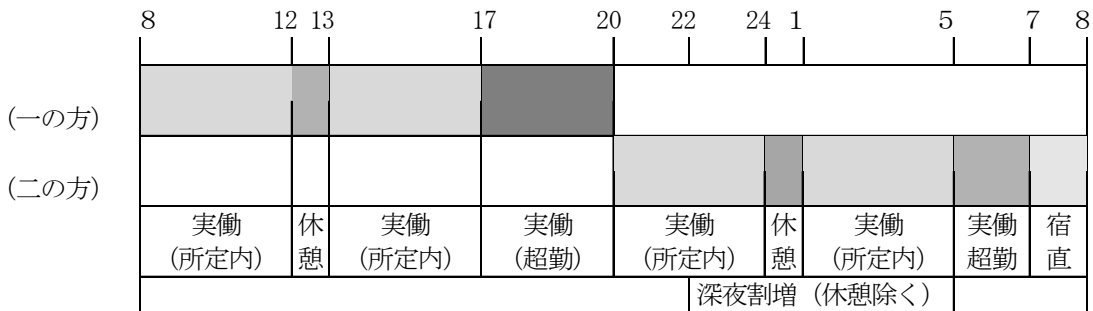
A : (基準日額)

R : (深夜割増賃金)

t_1 : (二の方の実働時間)

C : (宿直手当) = C_o

○ 18時間 < 運転監視時間 ≤ 24時間



直接人件費 (1日当たり)

$$(A + A \times \alpha \times 1.00 \times 1/8 \times 3) \times 2 + R$$

A : (基準日額)

α : (構成比)

R : (深夜割増賃金)